

(電子メール施行)

障 号 外
令和4年11月25日

障害福祉サービス事業所等運営法人 代表者 殿

宮城県保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく高齢者施設等の検査に係る実施内容の変更と検査キットの追加送付について (通知)

このことについて、「高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施について」(令和4年7月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)及び「高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施の更なる推進について」(令和4年9月9日事務連絡)に基づき、県内の感染拡大の状況を踏まえ、下記のとおり内容を変更して検査キットを追加送付いたしましたので、検査の実施について御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 実施期間

令和3年4月16日から令和5年3月31日まで

2 検査器具・方法

抗原定性検査 (鼻腔ぬぐい液)

3 検査対象及び検査実施頻度

職場に出勤する前に発熱等の症状があるなど、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には出勤せず、速やかにかかりつけ医等の医療機関に電話で相談することを徹底した上で、以下に示す職員等を対象に配置医師又は管理者の管理のもと、検査を実施願います。

- (1) 職場に出勤した職員で症状が現れた者 (有症状者) を対象に迅速検査 (随時) を実施する。症状については、微熱を含む発熱、せき、喉の痛み、その他の体調不良とする。
- (2) 県内の感染拡大の状況を踏まえ、配置医師又は管理者の判断で新型コロナウイルスの感染が疑われる者等 (感染者の周囲で働いていた職員、施設への新規入所者、施設外の親族等との接触があった入所者等) を対象に頻回検査も含めて適宜スクリーニングを実施する。

(電子メール施行)

4 検査キットの送付

令和4年4月1日以降に電子申請のあった運営法人に対して、11月下旬に発送しています。

※ 別添「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく高齢者施設等の検査実施要領」を御確認願います。

担 当：運営指導班 高橋(隆)・大槻 電 話：022-211-2558 F A X：022-211-2597 E-Mail：syofukuun@pref.miyagi.lg.jp
